文化財建築物の部分・部位の保存の検討

（1）検討の目的、成果物の活用方法

1）検討の目的

・本検討は、破壊を伴う調査の実施にあたって文化財の価値への影響を最小限に留めるために、建物の外観・内観の保存の基準を設定し、適切な調査箇所を抽出するとともに、将来的な建物の保存・活用につなげることを目的としている。

2）成果物の活用方法

・本成果物は、令和 5 年度（2023 年度）以降に予定している今後の耐震補強及び保存活用の設計・施工にあたって、遵守する基準として活用することを意図している。

・また、将来的に当該建物の保存活用計画の策定が必要となった場合、保存の方針や基準の基本として活用することを意図している。

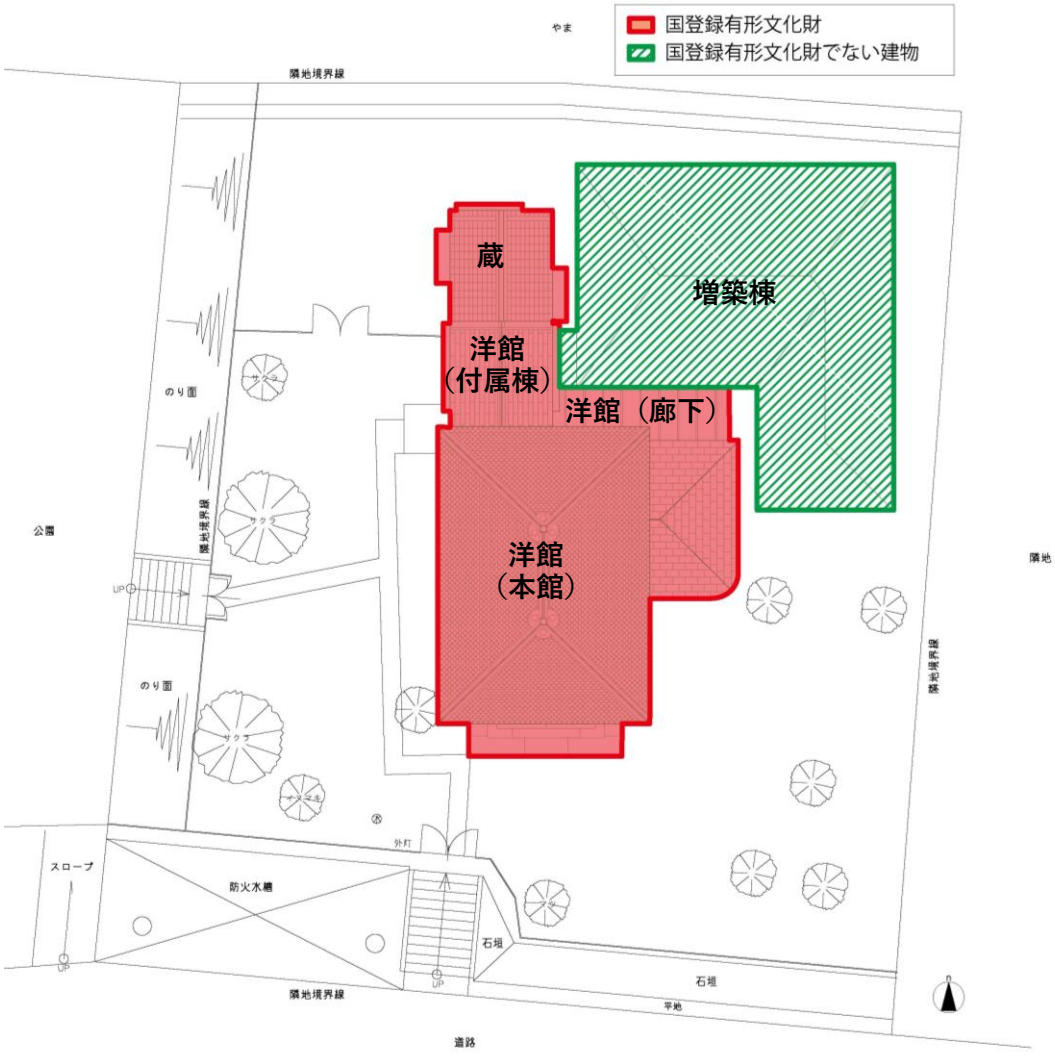

配置図

※国登録有形文化財では本館、廊下、附属棟をまとめて「洋館」として登録されている

（2）部分・部位の設定と保存活用の方針の基本的考え方

1）部分・部位の設定と保存活用の方針の基本的考え方

・文化庁の重要文化財 （建造物）保存活用計画策定指針の別紙重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領を参考に、以下に示す方法により建物の部分及び部位を設定し、現状における保存活用の方針を定める。

2）部分の設定と保存活用の方針

①部分の区分

・部分とは、本建物の屋根・外装・各部屋を単位とする区分を示し、部分の区分を、保存部分、保全部分に分けて設定するとともに、それぞれの区分に応じた保存活用の方針についても設定する。

部分の区分	部分の内容	保存活用の方針
保存部分	文化財としての価値を特に有する範囲	文化財としての価値を守るために部位を保存する 修理・改修時に付加・改変されている部位の復原・撤去を検討する
保全部分	過去の改修などにより手が加えられているが、価値を有する主要材等は保存されている範囲	価値を有する主要材等を保存しつつ、文化財としての価値を意識して活用や安全性向上のための整備を行う 修理・改修時に復原を検討する

②部分の設定

・ア）で示す 2 つの区分に基づき、以下に示すとおり各部分を設定する。

	外観	内観
洋館（本館）	保存部分	保存部分
洋館（廊下）	保存部分	保全部分
洋館（附属棟）	保存部分	保全部分
蔵	保存部分	保全部分

【外観】

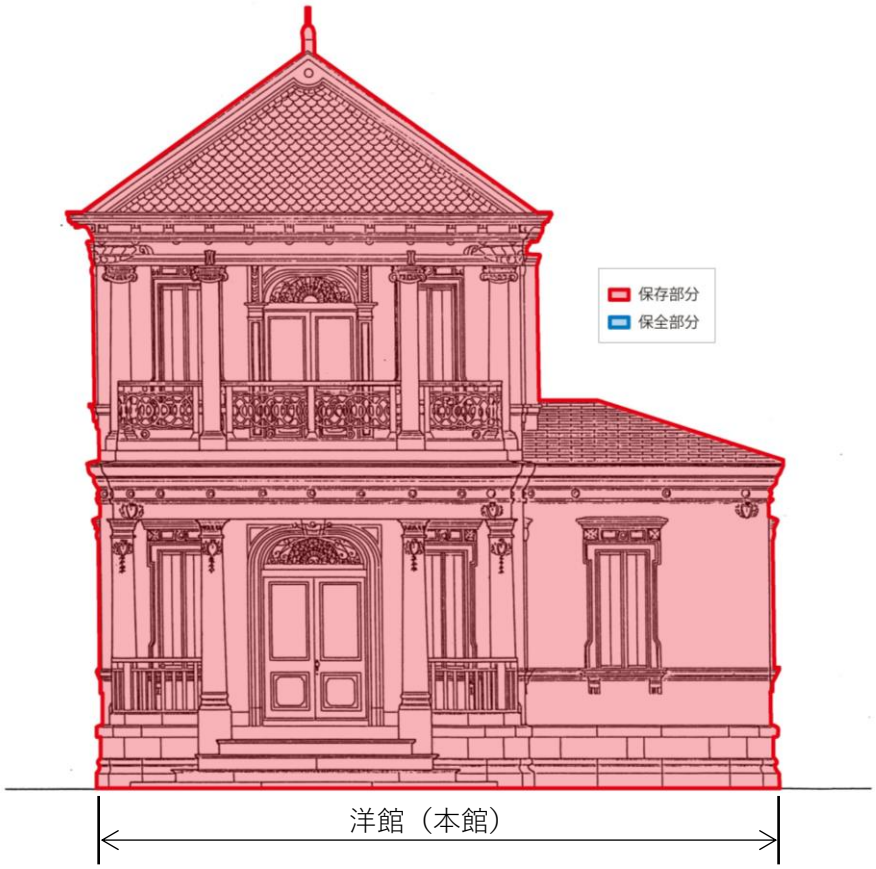

南側立面図

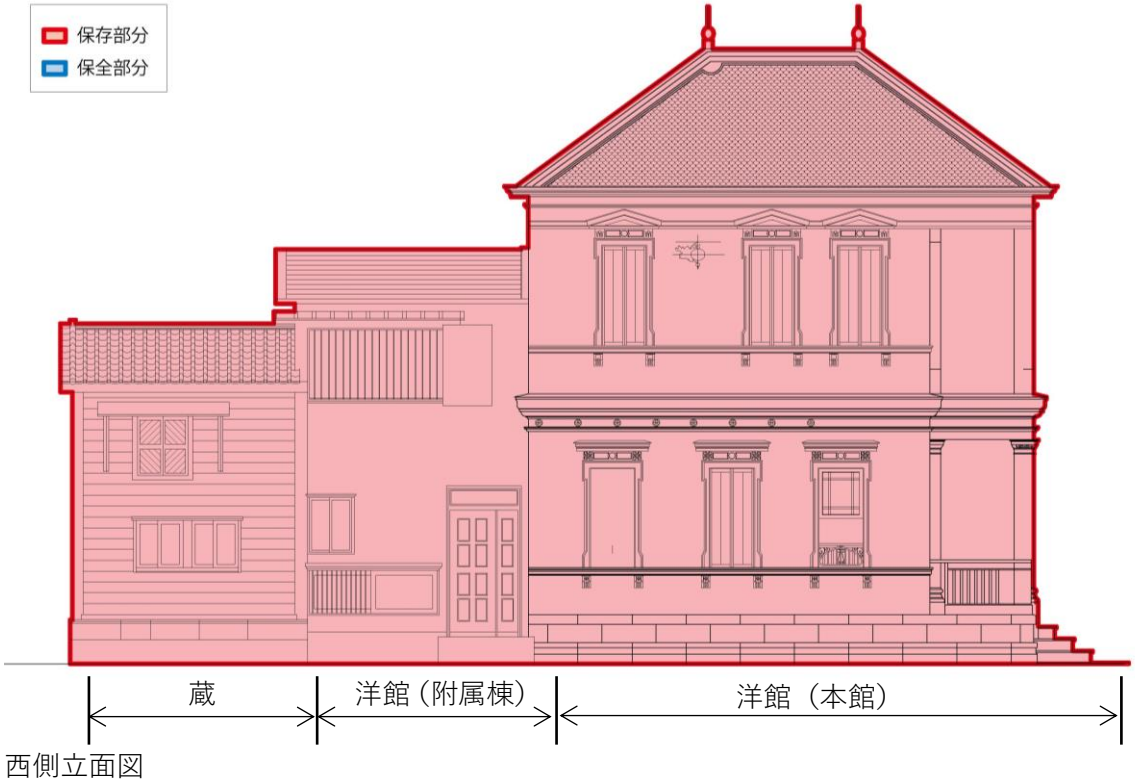

西側立面図

【内観】

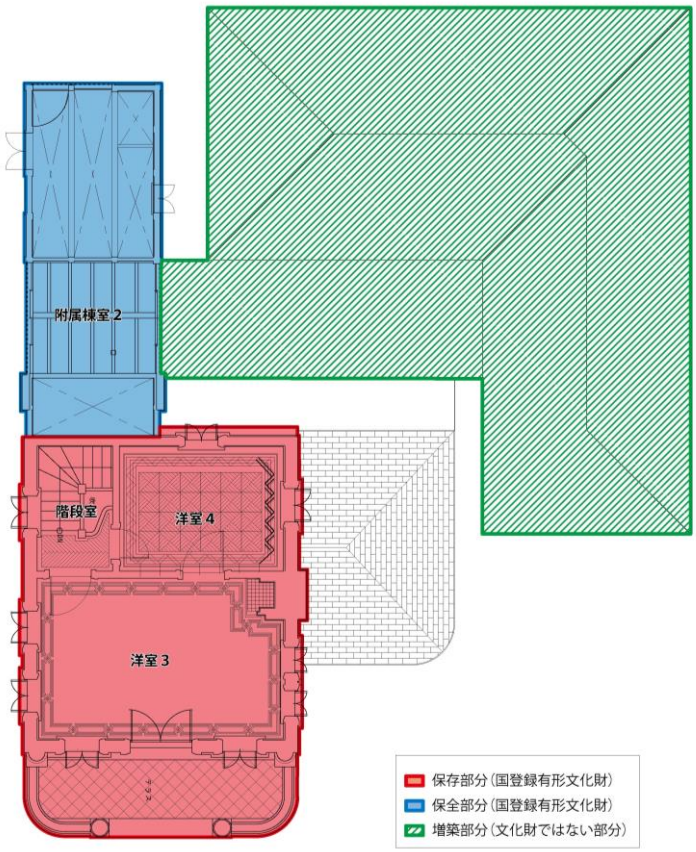

二階平面図

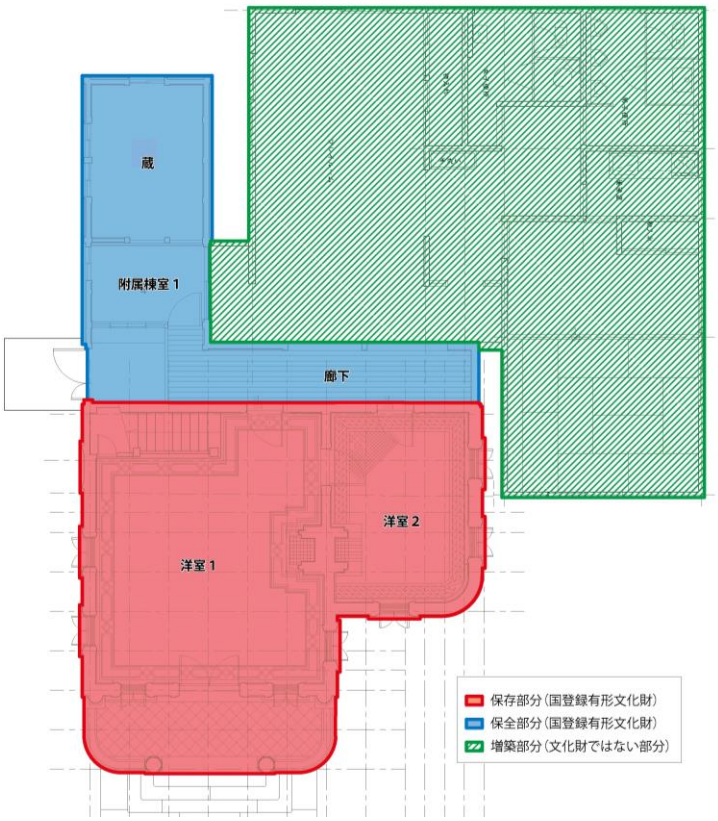

一階平面図

3）部位の設定と保存活用の方針

①部位の区分

・部位とは、一連の部材などを単位として設定される区分です。部位の区分を基準１～４に設定する。

部位の区分	設定
基準１	材料自体の保存を行う部位／取り替える場合は、可能な限り現状の仕様に倣い更新する部位
基準２	材料の形状･材質･仕上げ･色彩を保存する部位
基準３	主たる形状及び色彩を保存する部位
基準４	修理・改修等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位

部分の区分／部位の区分	保存部分 文化財としての価値を守るために保存する部分	保全部分 過去の改修などにより手が加えられているが、主要材は保存されており、文化財としての価値を意識して活用や安全性向上のために整備を行う部分
基準１ 材料自体の保存を行う／取り替える場合は、可能な限り現状の仕様に倣い更新する	・主な構造に係る部位 ・特殊な材料又は仕様である部位	・主な構造に係る部位 ・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準２ 材料の形状･材質･仕上げ･色彩を保存する	・材料の形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り換え等を行う補修が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準３ 主たる形状及び色彩を保存する	・全体の雰囲気に配慮し、後世に付加、改変されている部位 ・修理・改修等に合わせ、意匠に配慮、又は、復原を検討する部位	・保存部分との調和を目指し、面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位
基準４ 修理・改修等の変更に伴って、意匠上の配慮をする	・後世に付加、改変されている部位 ・修理・改修等に合わせ、意匠に配慮、又は、復原・撤去を検討する部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・修理・改修等に合わせ、意匠に配慮、又は、撤去を検討する部位

②部位の設定

・ア）で示す４つの区分に基づき、次頁に示すとおり部位を設定する。

（3）部分・部位の設定に関する所見

1）全体

・登録文化財の申請の建物調査報告書（平成 6 年（1994 年）吉田鋼市氏外 8 名）に記載されている当該建物の価値を踏まえ、特に価値が表出している部位、構造材を保存する対象と捉える。
・建物の当初の姿や、市に寄贈された昭和 55 年（1980 年）以前の状況を確認できる資料がないため、建設当初の仕上げを確認することが難しく、今日見られる建物と昭和 55 年（1980 年）以降の資料をもとに判断している。
・昭和 55 年（1980 年）の改修工事の仕上げ表や改修計画図等から、改変の履歴を確認できる。
・調査結果は、関東学院大学名誉教授の水沼淑子氏による現地確認も踏まえ、成果を取りまとめている。

2）個別事項

・洋館（本館）の一階洋室 1 の西側は、一部窓が埋められた痕跡がありますが、資料からはかつて窓であったことは確認できない。
・洋館（附属棟）の建物外壁は、従前は洋館（本館）と同様、砂漆喰塗りと推察される（昭和 55 年（1980 年）仕上げ表では判断できないが、コーニスが本館とのつながりを伺わせる。）
・洋館（廊下）は、昭和 55 年（1980 年）の現況図・計画図や航空写真を踏まえると、現在みられる仕様は改変後と推察される。
・洋館（廊下、附属棟）、蔵は、昭和 55 年（1980 年）の改修工事の仕上げ表において内装の仕上げが変更になっていることが示されている。現地の状況も踏まえ、主要構造材以外は改変されていることが確認できる。
・洋館（本館）の一階洋室 2 の壁面（パネリング）は、建設当初のものであるかは不明である。コンセントカバーを取り外し確認したところ、パネルは玉杢模様の一枚板（ケヤキ材と推察）で厚みがあり、コーナーの曲面の造りを踏まえると、建設当初のものでなくても価値が高いと考え、基準 1 としている。（参考資料参照）
・洋館（本館）の一階洋室 1 及び二階洋室 3 のシャッターのプレートは、「榮進社式捲上防火戸／東京府下日暮里町一二八／合資　會社榮進社」が銘記されている。同社は、『清水建設(株)『清水建設百五十年』(1953 年 11 月)』*によると、大正 5 年（1916 年）11 月に設立された会社であり、シャッターは明治 41 年（1908 年）の建設当初は設置されていないと思われる。しかし、内部構造との関係や今日見られない工業製品であることを踏まえ、基準 1 としている。なお、トランザムに設置されているレリーフの仕掛けと連動してシャッターが動作するようになっているが、現状、動作が確認できない状態となっている。（参考資料参照）
・かつて使われていたと思われる開口部の枠が残っていますが、場所は特定できていない。（参考資料参照）

* 渋沢社史データベース（https://shashi.shibusawa.or.jp/details_nenpyo.php?sid=470&query=&class=&d=all&page=26）

■外壁および屋根に施されているモチーフ

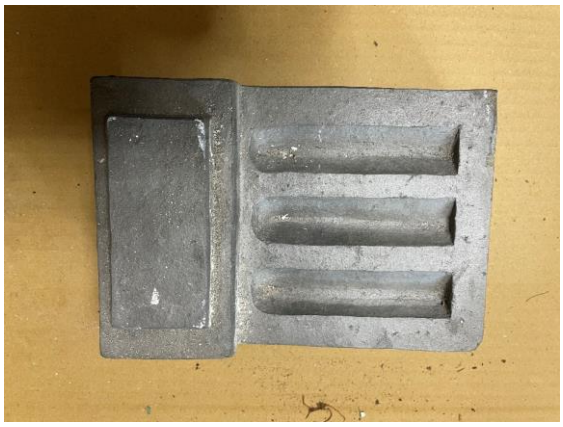

現場にいた
IKKAN SPOR
スッキリなのにまろやか
ダブル酵母〈生〉ビール
大好評

¥85,000
¥105,000
¥130,000
¥78,000
¥44,000
0120-090924

3連勝

募集
特集
スーパーアル!!
オートレース

不適切
社内で議論 検証 結論
近く社員処分

■窓枠の型枠

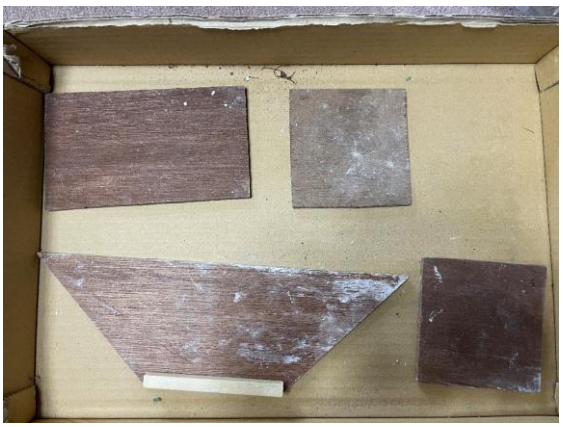

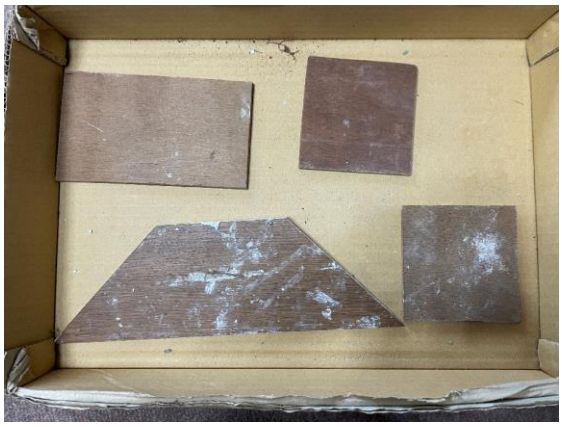

■バルコニー部材

■屋根及び頂部の材料・装飾

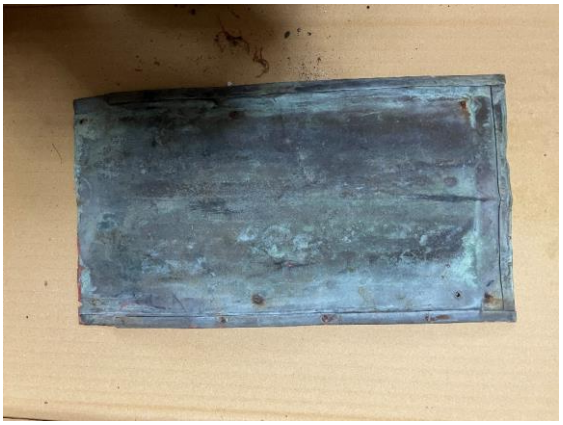

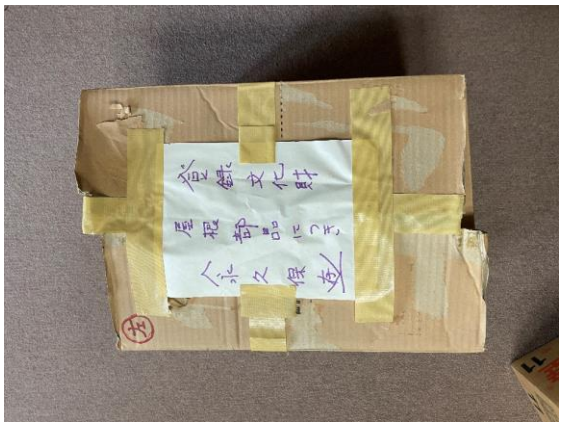

■シャンデリア部材

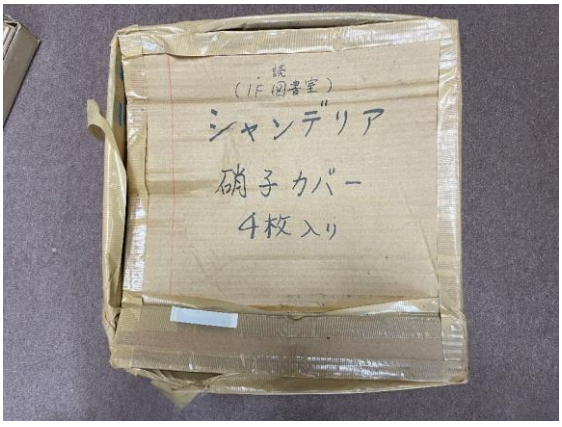

■シャッターの工具
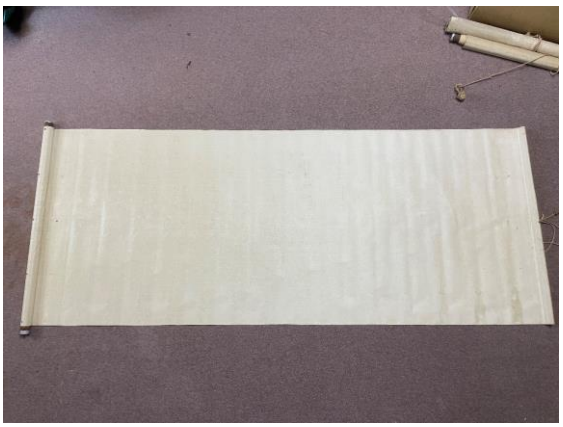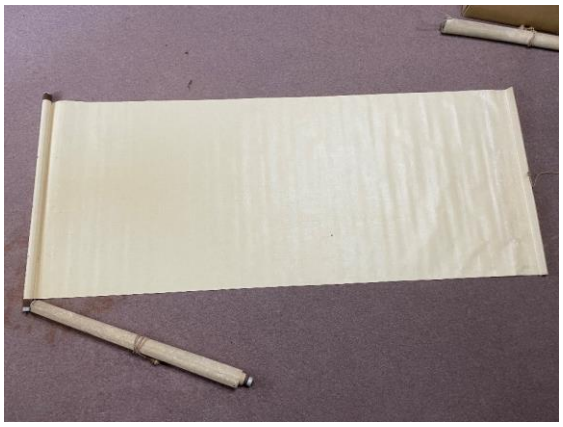
■その他